



2025 年 10 月 21 日

2025 年度法務専修生（第二期）募集要項

法政大学法科大学院

専門職大学院学則により特別学生「法務専修生」を下記のとおり募集します。

対象者は、本学専門職大学院法務研究科法務専攻修了者で、本学の自習施設を利用して司法試験合格のために真摯に努力し学習に勤しむ方とさせていただきます。限られた座席数ですので、利用の頻度が少ない場合はご遠慮ください。

1. 受入期間

2025 年 12 月 1 日～2026 年 7 月末日（予定）

2. 法務専修生が利用できる自習施設および便宜供与の主な内容

1) 法科大学院棟 4 階 「法務専修生自習室」を利用できます。

専用固定席です。（計 24 席）

利用時間は **8 : 30～22 : 50（完全退館）** まで、土日祝祭日も利用できます。

ただし、利用者切替時の清掃・施設整備、年末年始、法定設備点検、災害時など一部利用できない日時があります。また、その他の事情により、大学の判断で利用日時に制限をすることがあります。

法科大学院棟への入館用として、専用入館カードを貸与します。

教室の貸し出しについて、6 階のゼミ室及び会議室のみ利用を可とし、その他の教室の貸与はいたしません。

また、法政大学の建物内は全て禁煙、火気厳禁です。指定された場所で喫煙してください。

2) 法政大学法科大学院棟 地下図書閲覧室での資料検索・閲覧

図書貸出は在学生に準じます。手続書類と一緒に専修生用シールをお渡ししますので、必ずライブラリーカードに貼ってください。貸出などは、専修生用シールが貼られているものでないと利用できません。

3) 法政大学総合情報センター発行の統合認証 ID 貸与

希望者には別途所定の申請を行うことにより学内ネットワーク及び法政大学 Gmail 利用のための大学発行統合認証 ID を貸与します。（有線・無線 LAN によりインターネットを利用できます。）

※2025 年度第一期から継続して出願された方は、引き続き同じ法政大学 Gmail アドレスを利用できます（期間内に出願された方に限る）。



4) 法務専修生のリフレッシュルーム使用について

- ・基本的に在学生と共同で使用してください。
- ・冷蔵庫の利用については容量の問題があるので節度をもって利用してください。

5) コピー機は法科大学院棟地下図書室にて利用できます。(有料)

6) 法務研究科教員への質問について

各教員のオフィスアワーなどを利用してください。ただし、事前申込が必要な場合等があります。

7) 定期券等の学割について

学割の適用はありません。

3. 出願資格

次の1)～3) 全てに該当する修了生

- 1) 法政大学大学院法務研究科を修了し、さらに司法試験合格のための学習を継続し、本学の施設利用を希望する者。
- 2) 今年度の司法試験受験者で引き続き司法試験合格のため学習の継続を希望する者。
但し、予備試験合格資格による司法試験受験者を除きます。
- 3) 法政大学大学院法務研究科を2021年9月以降に修了した者。

4. 募集人数 24名(予定)

5. 受入期間

2025年12月1日～2026年7月末日(予定)

6. 出願期間・提出先(郵送の場合は締切当日必着)

【期 間】2025年11月13日(木)～11月21日(金)

【提出先】法科大学院事務室

取扱時間 月～金 9:00～11:30、12:30～17:00

※土曜日 取扱いなし

7. 出願書類

所定の用紙(法務専修生志願者調書、利用計画書、誓約書)に必要事項を記載し、司法試験成績通知書の写しを添付のうえ、法科大学院事務室へ提出してください。

1) 「法務専修生志願者調書」

写真を貼付してください。(第一期からの継続使用の場合、写真は不要です。)

2) 「利用計画書・誓約書」

司法試験受験に向けた今後の学習計画を詳細に記入してください。

※司法試験を受験済みの方は、利用計画書に司法試験の受験に基づいた今後の学習計画を詳細に記入してください。



3) 「司法試験成績通知書 (写)」 (短答式結果 (写) を含む)

①複数回受験している人は、直近の結果を提出してください。

②一度も受験していない人は、「法務専修生志願者調書」の受験状況欄に「0」回受験済と記入してください。

8. 選抜方法

出願者に対しては、出願書類および別紙「法政大学専門職大学院法務研究科法務専修生規程」第4条等に基づき、選考審査を実施します。審査の結果、利用を認められない場合がありますのでご了承ください。

9. 結果通知

選考審査の結果については、11月28日(金)までに通知予定です。

10. 登録手続きと納入金等について

受入許可となった場合、期限内に所定の方法により、登録料および施設利用料を納入し、手続書類を法科大学院事務室へ提出してください。

【手続期間】

2025年12月1日(月)～12月12日(金)

【納入金額 (一括納入)】

29,000 円【登録料 5,000 円＋施設利用料 24,000 円 (3,000 円×8 か月分)】

※期限内に手続きを行わない場合は、理由の如何にかかわらず、受入許可が取り消されます。

※一度納入された「登録料」「施設利用料」は、理由の如何を問わず返金出来ません。

※手続きの詳細は、受入許可となった方にお送りする手続案内を参照してください。

※第一期に登録した方が第二期も継続利用許可となった場合、第二期分の登録料は不要です。

11. 利用に当たっては、「法務専修生自習室利用上の注意」を守ってください。

以 上

【お問い合わせ先】

〒102-0073

東京都千代田区九段北 3-3-12

法政大学大学院事務部専門職大学院課

法科大学院担当 TEL03-3264-9039



法務専修生自習室利用上の注意

法務専修生自習室（法科大学院棟4階キャレル）の利用にあたっては、原則として法科大学院棟自習室と同様です。

自習室は勉強するための場所ですので、他の利用者の迷惑になる行為は厳に慎むことはもちろん、お互いに気持ちよく利用できるよう協力してください。

特に次の注意事項について注意してください。

1. 自習室利用期間は、原則として法科大学院棟の利用期間に準じます。但し、夏期一斉休暇、年末年始、法定設備点検など、臨時に休室することがあります。利用できない場合、掲示にて連絡を行います。
2. 自習室利用時間は、8:30～22:50(完全退館)です。ただし、利用者切替時の清掃、施設整備、災害時等により、利用できない日時があります。また、その他の事情により、大学の判断で利用日時に制限をすることがあります。
3. 貴重品を自習室内に放置しないようにしてください。お金や大切なものは必ず自分自身で管理してください。（キャレルデスクの鍵は簡易錠なので過信しないこと。）
鍵を忘れても、大学では開錠いたしません。
※万一、盗難・紛失・毀損等が生じても大学では責任を負いかねます。
毎年、鍵の紛失が見られますので、失くさないように注意してください。
鍵を紛失した場合、速やかに届け出てください。鍵代として実費を弁償していただきます。
4. 自習室内は清潔に保つよう心がけるとともに、ゴミは所定の方法により分別して捨ててください。また、勉学に必要な無いものは自習室内へ持ち込まないようにしてください。
5. 自習室内の備品等を汚損・破損した場合は、弁償していただきます。
6. ①法務専修生としての立場を理解し、法曹を目指す者としてふさわしい、常識ある行動をしてください。
②大学から学習のために施設利用を許可されている趣旨を踏まえて、施設環境の維持につとめてください。
③キャレルの利用においては、声を出して会話をすること、騒音を発生させること、飲食をすること、強い香りや匂いを流すこと、徘徊をすること、許可対象以外のキャレルを使用することなど、他の利用者の学習を妨げる行為をしないでください。
7. 注意・改善勧告に応じない者、悪質な迷惑行為を行う者に対しては、特別学生（法務専修生）としての身分を取り消し、法務専修生自習室の利用および大学施設利用を禁止する場合があります。



8. 自習室はもちろん、館内は禁煙・火気厳禁です。

その他、法務専修生自習室の利用にあたり不明な点がある場合、専門職大学院課法科大学院担当へお問い合わせください。(平日 9:00～11:30、12:30～17:00)



○専門職大学院学則 <抜粋>

(特別学生の入学と種類)

第47条 総長は、定員に余裕のある場合に限り、研究科教授会の議を経て、特別学生の入学を許可することができる。

2 特別学生とは、科目等履修生、委託研修生、研究生、研究員、法務専修生及び法科大学院特別聴講生をいう。

(法務専修生)

第52条 総長は、本学専門職大学院法務研究科修了者が、さらに法務に関する学修を継続し、本学の施設利用を希望するときは、別に定めるところにより、法務専修生として入学を許可することができる。

○法政大学専門職大学院法務研究科法務専修生規程 <抜粋>

(目的)

第1条 法政大学専門職大学院学則第52条に基づき、法務専修生について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 法務専修生として受け入れることのできる者は、法政大学専門職大学院法務研究科法務専攻の課程の修了により、司法試験受験資格を有する者とする。

(申請手続)

第3条 法務専修生としての受け入れを希望する者は、別に定める法務専修生募集要項により申請手続を行わなければならない。

(選考)

第4条 研究科長は、申請手続者に対し、在学中の成績や勉学意欲等に基づいて選考するものとする。

2 研究科長は、前項の選考にあたって、法務研究科学生委員会委員長の助言を求めることができる。

(登録料等)

第6条 法務専修生は、別に定める登録料、施設利用料等を納入しなければならない。